ニュースコンテナー記事 No. 2 ■ 発行 2008. 11. 10

米国 2008 年消費者製品安全性改善法案について



2008 年 8 月 14 日に、米国 2008 年消費者製品安全性改善法案(Consumer Product Safety Improvement Act of 2008)が、連邦政府法として発効になりました。

新法は、子供向け製品を対象とし、鉛及びフタル酸エステルの使用を規制しています。また、製造のメーカーは、新法に適用されるすべての子供向け製品を独立第三者検査機関により、新法の成立から90日(2008年11月12日)以内に、その製品が新法などのすべての規則、禁止規定、基準及び規制に準拠していることを証明するように義務づけました。

[子供向け製品]の定義については、主に12才以下の子供のために設計及び製造した製品です。 鉛の規制については、新法は、鉛の総量が基準値を超える鉛を含む子供向け製品の販売が禁止されています。鉛の基準値は、以下のように段階的に引き下げることを決められています。

- 新法の制定日の 180 日(2009 年 2 月 10 日)後、600ppm。
- 新法の制定日の1年(2009年8月14日)後、300ppm。
- 新法の制定日の3年(2011年8月14日)後、100ppm。

フタル酸エステルの規制については、新法の制定日の180日以降、DEHP、DBP及びBBPの3種類の含有量が0.1%超の子供用おもちゃ及び育児用品に対しては、販売、販売の申出、商業の流通及び輸入が禁止されていますが、DINP、DIDP及びDNOPを含む3種類は、これを含む製品を子供が口に入れる可能性があるため、一時的に禁止されています。

当社では、鉛及びフタル酸エステルの分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2008年8月14日付 アメリカ連邦法 H.R.4040

商品開発箇所 白亜力

The Knights of Environmental Science 内藤環境管理株式会社